

平成31年度「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」公募要領

平成31年2月1日

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

1. 目的

「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」は、訪日外国人旅行者（以下、「旅行者」という。）の訪れる観光地において、観光資源に関する外国語の解説文の内容が不十分であったり、表記が統一されていない等の問題によって、旅行者に対して観光地の魅力が伝わらない等の課題に対応することを目的に、平成 30 年度は関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材をリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援、解説文作成に関するノウハウの蓄積を行ってきた。平成 31 年度は、多言語化の対象を、平成 30 年度において支援を行った「国立公園」、「世界遺産」、「国宝・重要文化財」等に加え、「地域伝統芸能」、「祭り」、「食文化」及び「温泉」等の観光資源にまで拡充するとともに、地域数を増やすことで、魅力的な解説文の更なる整備を促進し、解説文作成に関わる専門人材のリストの改訂、多種多様の観光資源に関する解説文作成のノウハウの蓄積、各地域への横展開を行っていく。

※本事業は平成 31年度の予算の成立が前提となります。

2. 事業概要について

(1) 専門人材のリスト化

国において、分かりやすい多言語解説整備推進委員会（以下、推進委員会という。）を立ち上げ、解説文作成の専門人材を掲載したリスト（専門人材リスト）の作成を行う。専門人材は、以下の a～c の役割を担う人材（以下、解説文作成者等という。）を想定している。なお、本事業で想定している専門分野は、国立公園等の自然に関する分野、世界文化遺産や国宝・重要文化財、社寺・城郭、伝統芸能等の日本文化・歴史に関する分野、温泉や食といった観光に関する分野の3つである。

a. ライター

以下の全てを満たす者。

- ・英語を母国語とするネイティブである者。
- ・ライター業務に従事しており、当該業務で生計を立てている者。
- ・上記であげた3つの分野に関して知見を有する者。・現地を訪問し、旅行者の目線で、地域の観光資源について魅力的でわかりやすい解説文を作成することができる者。

b. 校閲(プルーフリーダー)

以下の全てを満たす者。

- 英語を母国語とするネイティブである者。
- 上記であげた3つの分野に関して知見を有する者。•ライターが作成する解説文について、本事業で定める「スタイルマニュアル」(編集方針)に基づき、複数のライターが作成した解説文に対して校閲を行い、ライティングスタイルを統一できる者。

c. 専門的な知見からアドバイスを行える監修人材

以下の全てを満たす者。

- 英語を母国語とするネイティブである者。
- 専門分野に精通している者。
- ライターが作成し、地域協議会が確認・修正等を行った解説文に対して、各分野の専門家として、専門的知見からライターにアドバイスを行える者。

(2) 解説文の作成

観光資源の多言語解説整備に関する支援を、全国の100地域程度で実施することを想定しており、これらの地域に対して、専門人材を派遣し、旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説文の作成等を実施する。

(3) 多言語解説整備に関するノウハウの蓄積

新たに多言語解説整備を行う者が参考とすることができるよう、本事業により作成された多言語解説に関する整備事例をまとめた事例集、旅行者にとってわかりづらい用語の記述例をまとめた用語集等を作成し、他地域へ横展開を実施する。

※観光庁では、(1)～(3)について、運営・管理・庶務等を行う者(以下、「事務局」という。)と本事業に係る委託契約を締結する予定である。

なお、2.(2)の解説文の作成で対象とする地域は、観光庁が指定する地域その他、公募により選定を行う。公募については、以下の通り定める。

3. 公募概要について

(1) 作成する解説文に使用する言語

本事業により作成する解説文に使用する言語は「英語」とする。

(2) 公募の要件

① 協議会

以下のいずれかを満たす個人・団体等により協議会が構成されていること。なお、当該協議会が複数の個人・団体等により構成されていることが望ましい。

- ・観光資源を所有又は管理する個人・団体等
- ・多言語解説整備を行う地域の自治体、日本版DMO、日本版DMO候補法人及び観光協会など旅行者の誘致に関して観光戦略の仕組み作り、実行を行うことができる組織

② 事業目的

地域における多言語解説整備に関する現状及び課題、本事業を実施する目的と期待する効果が明確になっていること。

③ 事業計画

以下のすべてを満たす事業計画が立てられていること。

- ・整備対象の解説文完成後に想定している情報発信媒体の整備を含めた事業の計画を示すこと。
 - ・本事業は、別紙「平成31年度 地域観光資源の多言語解説整備支援事業スケジュール」(以下、スケジュールという。)に沿って進めることを予定しており、スケジュールを参考にして、計画を示すこと。なお、計画には解説文作成者等による整備対象の取材(以下、「現地取材」という。)時の受入体制等を含めること。
- ※事業計画の詳細については地域選定後に、協議会と各地域を担当する解説文作成者等において、事業計画に関する事前調整を行い、見直しを行った上で確定させることとする。

④ 整備対象

以下のすべてを満たす多言語解説整備を行う観光資源(以下、「整備対象」という。)を有すること。なお、禁止や注意を促すもの、単純な翻訳作業で足りるもの(地図等)については、本事業の対象外とする。

- ・多言語解説整備を行うことによって、旅行者の観光資源への理解を促進させ、満足度が向上すると考えられるもの
- ・解説文を充実させることによって長時間の滞在が促されるもの

⑤ 事業に関する調査への協力

本事業に関する評価を行うため、以下の調査の実施を検討しており、調査の実施に協力すること。

- ・本事業の実施内容に関するアンケート調査
- ・本事業で整備した地域に対する旅行者の満足度調査
(本事業実施の効果を計ることができるような統計調査等を過去に実施している場合は、(5)を参照のうえ、書類を提出すること。)

⑥その他

- ・国立公園に関する内容については、各国立公園管理事務所に相談を行った上で申請を行うこと。
- ・日本遺産のストーリーに関するもの及び日本遺産の構成資産のみでの申請は本事業の対象としない。

(3)申請者

申請者は「(2)公募の要件①」に掲げる協議会とする。なお、平成31年3月末までに協議会を設立予定であり、申請時点で構成予定の組織等の同意を得ている場合は、協議会の構成員となるいずれかの団体等から申請を行うことができる。

(4)募集期間

平成31年2月1日(金) ～ 平成31年3月8日(金)

(5)提出書類

- ①～⑦の書類を、7.に示す提出先まで提出すること。
- ① 様式1「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」申請書(MS-Word形式、A4版)
- ② 様式2「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」協議会構成員一覧表(予定を含む)(MS-Word形式、A4版)
- ③ 様式3「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」整備対象一覧表(予定を含む)(MS-Word形式、A4版)
- ④ 様式4「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」取組概要(ppt形式、A4版)
- ⑤ 整備対象の写真及び既存の解説文(日本語、英語問わない)がある場合は、解説文原稿又は解説文を撮影した写真(原稿についてはMS-word形式、txt形式、写真については、jpg形式、gif形式、png形式、のいずれかの形式)
※どの整備対象に関する写真(又は原稿)であるかを明確にするため、データの名称は様式3のNo.に合わせること。
- ⑥ 3.(2)⑥に記載した本事業実施の効果を計ることができるような統計調査等の調査を過去に実施している場合は、調査結果が記載された資料(PDF形式、A4版)
- ⑦ 参考資料がある場合はその資料(PDF形式、A4版)
※提出された書類等は、許可なく本事業の目的外使用は行わない。
ただし、選定された地域は、本事業実施前の解説文原稿や解説文を撮影した写真について、本事業で作成する事例集等で公表されることに留意すること。

4. 選定について

(1) 選定方法

支援対象協議会の選定については公募期間経過後に、有識者、関係省庁、関係団体等により構成予定である推進委員会において決定する。なお、選定にあたっては必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施するものとする。

(2) 選定基準

① 協議会の体制

- ・協議会構成員の役割分担が明確になっていること
- ・3. (2) ⑥に記載した調査に協力できる体制が整っていること

※平成31年3月末までに協議会を設立予定の場合は、申請時点で構成予定の組織等の同意を得ており、体制が整う見込みであること。

② 整備対象

- ・解説文を充実させることによって、より長時間の滞在が促される観光資源であること
- ・旅行消費行動を喚起させる効果がある観光資源であること
- ・地域での周遊性を高めることができるよう、複数の観光資源を選定していること

③ 地域における面的整備

- ・協議会構成員が互いに連携をとり、地域の面的観光ストーリーを伝えることができるまとまりをもった、様々な観光資源の解説文の作成・整備が一体的に行われる体制が整っていること

④ 具体性及び計画性

- ・事業実施地域及び整備対象が明確になっていること
- ・目指すべき観光地像とそれに向けた観光地域づくりの方向性を踏まえた事業の目的が明確であること（なお、マーケティング調査等によりターゲット設定がなされている場合には、これを踏まえたものであることが望ましい。）
- ・解説文作成後の情報発信媒体整備を含めた計画が立てられていること（※）
- ・スケジュールに沿った計画が立てられていること

（※）事業の詳細については、地域選定後に、協議会と各地域を担当する解説文作成者等において、事業計画に関する事前調整を行い、見直しを行った上で確定させることとするが、事業目的に沿った想定が申請時点でなされていること。

⑤重点支援

- 本事業予算において、より重点的に取り組むべき課題として位置づけている世界遺産、国宝・重要文化財(建造物)、特別史跡、特別名勝、文化的景観等の文化財を中心とする整備計画が立てられている申請案件については、他の申請案件と比べ評価することとする。
- 地域伝統芸能や祭り、温泉や食文化等、地域固有の観光資源を含む、面的な整備計画が立てられている申請案件については、他の申請案件と比べ評価することとする。
- 情報発信媒体を含めた整備計画が詳細に立てられている申請案件については、他の申請案件と比べ評価することとする。特に、情報発信媒体について、説明看板の整備を計画している地域は、他の申請案件と比べより積極的に評価することとする。
- 本事業は、日本各地の地域事情に応じた多言語解説整備に関する多様なノウハウを蓄積することを目的の一つとしており、自治体の規模や観光資源等の種類に応じた多様な解説事例の収集するため、観光庁のノウハウ蓄積に寄与すると考えられる地域は、他の申請案件と比べ評価することとする。

(3)選定結果の通知

選定結果は、申請者に対して4月中旬以降(予定)に、観光庁地域振興部観光資源課より電子メール等で通知する。

5.支援の内容について

(1)解説文作成に必要な費用に関する国の費用負担額

協議会が行う解説文作成に必要な経費については、国が500万円/地域(※)を目安として、予算の範囲内で負担する。(ただし、提出書類の内容により、特に必要と判断した地域には、解説文作成に必要な経費の上乗せを行う場合がある。)

なお、本事業において国負担で実施することができる費用は、解説文の作成に係る費用のみとし、解説文完成後の情報発信媒体整備に係る費用については対象としない。

※500万円/地域で作成できる解説文点数の目安は、200Wordの場合、32解説文程度である。(平成30年度実績)なお、作成する解説文のイメージについては、参考資料「多言語解説文作成イメージ」を参考にすること。

(対象経費の例)

- 解説文作成者等に支払う謝金・旅費等の費用
- 多言語解説整備計画策定に関する事前調整に係る費用
- 現地取材に係る費用
- その他、本事業の支援の対象となるか疑義が生じる場合は、必ず事前に事務局へ相談し、対象経費になるかどうか確認をすること。

国負担額及び申請内容については、厳格に審査することとし、国負担が適当でないと判断される場合には支援対象外となる可能性がある点に留意すること。

なお、本事業の対象とならない解説文完成後の情報発信媒体整備に係る経費について、国指定等文化財については、文化庁「文化財多言語解説整備事業」を活用することができる。

(2) その他

- 本事業は、補助金、交付金の類ではない。そのため、解説文の作成にあたっては、事業計画に基づき、国が直接執行する。なお、対象経費全般については事務局が管理を行う。
- 単年度の支援を原則とする。ただし、新たな地域の観光資源の整備により面的整備の拡充や旅行者の周遊性向上が見込まれる案件については、平成31年度に実施する整備対象を除き、平成32年度以降も申請を行うことができる。ただし、毎年度、申請を受けて選定するものとし、複数年度の支援を約束するものではない。(平成32年度以降の本事業の予算が成立した場合に限る。)

6. 地域選定後について

地域選定後は、以下の点に留意し事業を実施すること。

(1) 本事業に関する事前説明会(オリエンテーション)への参加

観光庁が開催する本事業に関する事前説明会(オリエンテーション)へ参加すること。研修会の日程等詳細は別途通知する。

なお、開催は4月下旬に東京23区内を予定しているが、場合によっては各地方でも開催することがある。

(2) 事業計画に関する事前調整

事業計画の詳細を策定するために、事務局及び解説文作成者等と地域協議会構成員において事前調整を行うこと。

(3) 解説文作成者等の現地取材の対応

解説文作成者等による現地取材にあたっては、観光ガイド等地域における旅行者のニーズや動向等の地域観光の実情や、整備対象について専門的知識を有している者を同行させること。なお、取材先である整備対象等関係者への許可取り、アポイントメント、当日の案内等必要とされるアテンドは、地域協議会において行うこと。

また、外国人目線で整備対象の検討に協力できる地域の外国人人材が存在する場合は、取材に参加させることが望ましい。

(4) 事業計画の変更

事業実施の途中で軽微の変更が生じる場合は、事務局に必ず事前に相談すること。なお、整備対象の変更は、(2)の事前調整による計画の見直し、(3)の現地取材の実施による変更以外は、原則として認められない。

(5) 解説文作成者等が作成した解説文の確認

解説文作成者等が作成した解説文について、地域協議会で事実誤認等の確認を行うこと。(なお、確認の際は解説文作成者等が日本語へ仮訳したものを地域協議会に提示する。)

(6) 情報発信媒体整備完了時における実績報告

本事業で作成した解説文について、情報発信媒体整備が完了した際は、速やかに所定の様式にて報告をすること。なお、その際必要となる書類は別途通知する。

※平成31年度内に情報発信媒体整備が完了しない見込みの場合は、平成32年3月2日(月)までに進捗状況の報告を行い、情報発信媒体整備の完了時に改めて報告を行うこと。

(7) 事業に関する調査への協力

事務局等から以下の調査について協力を求められた場合は、実施に協力すること。

- 本事業の実施内容に関するアンケート調査
- 本事業で整備した地域に対する旅行者の満足度調査

(8) 事業の辞退

事業実施を辞退する場合は、事務局に必ず相談し、必要書類を提出して承認を受けること。

(9) 留意点

- 本業務で作成した解説文の著作権は全て観光庁に帰属する。そのため、本事業で作成した解説文の改変または多言語への翻訳等を行う場合は、観光庁へ通知を行うこと。その際必要となる書類については別途通知する。
- 情報発信媒体整備を実施する際は、本事業で作成された解説文であることが分かるよう、人目のつく場所(入り口の説明看板やWEBサイトのトップページ等)に観光庁のロゴマーク、又は「この解説文は観光庁の地域観光資源の多言語解説整備支援事業で作成しました」等の文言を可能な限り入れて整備を行うこと。

(10) その他

本事業の実施にあたっては、事務局と密に連携を図ること。

7. 提出先・問い合わせ先

問い合わせ、申請書類等の提出については、観光庁観光地域振興部観光資源課において対応する。

申請書類等の提出は、紙媒体1部及び電子媒体を提出すること。なお、電子媒体はCD-R等で提出すること。

申請書類等の提出先及び問い合わせ先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2

国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課 宇佐美・宮本・深津

TEL:03-5253-8111(代表) (内線:27815,27829,27812) 03-5253-8924(直通)

以上